

会 議 録

1 会議名

平成29年度第14回直江津区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【諮問事項】

（仮称）旧直江津銀行の設置について（公開）

【協議事項】

平成30年度地域活動支援事業について（公開）

3 開催日時

平成30年2月20日（火）午後6時00分から午後7時43分

4 開催場所

上越市レインボーセンター 第三会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員： 青山恭造（会長）、竹内明美（副会長）、増田和昭（副会長）、
青山義一、泉 秀夫、磯田一裕、伊藤邦雄、今川芳夫、河野健一、
久保田幸正、小林克美、田中美佳、田村雅春、中澤武志、町屋隆之、
水澤敏夫（欠席2名）
- ・ 事務局： 北部まちづくりセンター：滝澤センター長、荒木係長、千田主事
文化振興課：山本課長、大友副課長、小池係長

8 発言の内容

【滝澤センター長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【青山恭造会長】

- ・挨拶
- ・会議録の確認：田村雅春委員、中澤委員に依頼
議題【諮問事項】（仮称）旧直江津銀行の設置について、担当課へ説明を求める。

【文化振興課：山本課長】

- ・挨拶
- ・資料No.1 「(仮称)旧直江津銀行の設置について(諮問)」に基づき説明

【青山恭造会長】

説明に対し、意見等を求める。

【田村雅春委員】

分かる範囲で良いので3点ほど教えていただきたい。

1点目としては、まず、日常的に公開とは、365日公開するということか。

2点目は、管理人が常駐されているのか。

3点目は、公開される時間帯は何時から何時までか。

【文化振興課：山本課長】

今後、「管理の在り方について」の諮問を行う際に詳細を説明させていただくが、施設の用途が集会場となり、常時使える施設となるので、そのことも踏まえ活用方法を考えていく。

【小林委員】

中越沖地震の際に建物の西側のレンガが倒壊していると思うが、補修など、見栄えを良くする計画はあるのか。

【文化振興課：山本課長】

西側のレンガは残念ながら壊れてしまったが、これ以上の倒壊の危険性がないため、現状のまま管理していきたいと考えている。

東側のレンガは経費を掛けて改修させていただく。

【中澤委員】

工期についてだが、直江津の祇園祭までに完成できないものか。

【文化振興課：山本課長】

7月中旬に工事の完了予定だが、その後に1週間ほどの工事検査を経てから開館の準備に入るため、予定では8月の開館になる。

【中澤委員】

業者との交渉により工期を1週間くらい繰り上げることは難しいのか。利用が出来なくても見学くらいはできないものか。

【文化振興課：山本課長】

月に1度、工事の進捗状況等を含めた話し合いの場を設けている。天気の状態にもよるが早められる可能性はあると思うので、いただいた意見を踏まえて検討していきたい。

【町屋委員】

当館にあるトイレは、施設が開館していない時に使うことはできるのか。

【文化振興課：山本課長】

現在は、常に開館しているわけではなく、いろいろな危険性を考慮し、閉館時はトイレを施錠している。今後は通年開館を予定しており、開館時はトイレも使っていただけるようになる。

【青山恭造会長】

・ほかに意見はなく、「諮問第51号（仮称）旧直江津銀行の設置について」諮問のとおり適当と認めることで委員から同意を得る

— 文化振興課 退室 —

次に【協議事項】平成30年度地域活動支援事業について、事務局へ説明を求める。

【荒木係長】

先回の会議に引き続き直江津区の採択方針等について協議をお願いしたい。

「設問1 採択方針について」については、先回の協議により、平成29年度と同様とした。

本日は、前回、時間の関係で協議が途中となった設問2「審査方法について」、そして、「設問3 採択の審査基準と採点について」、「設問4 継続事業について」を協議をお願いしたい。

なお、本日の採択方針等の協議は、ヒアリングを行うかどうかといった審査の流れなど、新年度の募集要項に掲載する上で必要な内容について協議いただくので、例えば、「設問5 その他」のように、ヒアリングのやり方など、審査基準等の詳細部分は、次回以降の地域協議会で協議をお願いしたい。

【青山恭造会長】

それでは、「設問2 審査方法について」を協議する。

①ヒアリングまたはプレゼンテーションを実施するか

②文書で質問・回答だけを実施するか

③ヒアリングと文書での質問・回答を併せて実施するか

以上の3点でどのような進め方がよろしいかご意見をお願いしたい。

【小林委員】

前回の会議で増田副会長から「提案書や回答の受付時にしっかりと内容をチェックすることでスムーズに採点ができるのではないか」という意見があった。

そして磯田委員から「提案書をしっかりと書き込めるような様式に改訂しヒアリングを行わないほうがすっきりするのではないか」という意見があった。

これらの意見を受け、滝澤センター長から「提案書の受付時に事務局がしっかりと対応し、分かりやすい提案書として委員に配布し、それでも分からない部分については質問していただき、質問に対して的を射た回答をいただけるようにしたい」という説明があった。

私の意見は極論かもしれないが、ヒアリングや質問・回答はなしで、全体協議の後、採択の決定で良いのではないかと考えている。

【田村雅春委員】

こちらからの質問に対し、意図していない回答をいただいたことが過去に多々あり、ヒアリングを行った経緯があるため、平成30年度もヒアリングは行っていただきたい。

【町屋委員】

私の意見は、ヒアリング実施の有無ではなく、こちら側からの質問に対して真摯に答えていただきたい。ヒアリングやプレゼンテーションを行っても制限時間により、満足な結果が得られないのではないかと。提案者が一所懸命に説明されても、結局、質問の意図が伝わらなければ疑問は解消されない。そうであれば再質問をさせていただきたい。

結局、ヒアリングは行わずに、文書による質問と回答で判断するのが最善だということも分かる。ただ、少しでも疑問を解消した上で採点に臨みたいという気持ちもあるので、そのバランスをどのように取るのか。そこが成されるのであれば、どのように進めていただいても構わない。提案書だけで採決するのは申し訳ないと思っており、厳しい判断を下さなくてはいけないということが多いが、この協議で決定した審査方法に従う。

【青山義一委員】

今年度の採択審議では、我々が知りたい具体的な質問に対して、的を射ていない回答もあった。文書で質問し、意図した回答が返ってこない場合は、あくまでも提案書のみ

で判断するやり方が良いのではないか。

【増田副会長】

今まで、提案者に対してなるべく早く結果を出そうとタイトな日程で審議を行ってきた。そして、事務局も受付時に提案書の記載で直してほしい点があったり、質問に対する的を得ていない回答があっても時間に余裕がなくて直すことが出来ていなかった。

先回の会議で滝澤センター長が「時間的余裕を持ち、事務局で責任を持って受付し、質問に対する回答もチェックしたもので委員の皆さんへ示したい」と言われていた。そのように対応いただけるのであれば、あえてヒアリングを行う必要はないと思うので、全体協議のあとに文書での質問・回答後に採決をすれば良いのではないか。

【滝澤センター長】

提案書の内容や、提案者からいただいた質問の回答等を事務局できちんと精査した上で委員の皆さんへお示しできれば、委員の皆さんもやり易いのではないかと考えている。ただ、再質問しないと採点できない部分もあるかと思う。

皆さんの協議を聞いていて感じたことは、まず全体協議を行い、分からないことについては質問をしていただく。その質問についても、委員から出していただいた質問で同じような内容のものがあると一つにまとめて提案者へ渡している。その過程で、委員が質問したいものとは違った意味合いになってしまったのかもしれない。そこは事務局も反省しながら、委員の質問の意図をきちんと把握して提案者へお渡し、回答についても、きちんとチェックして皆さんへお渡ししたいと考えている。

【磯田委員】

採択の仕方として、全体協議で十分な議論がされていないというのが私の印象である。多くの委員に提案に対する意見を出していただき、お互いに意見を交換するということが必要なのではないかと考えているが、前提として審査の書類の厳格化を最初に行い、共通審査基準である「公益性・必要性・実現性・参加性・発展性」の一つひとつの項目について提案書に記述させる。それに基づき全体で議論を行い、疑問が残るもの等については、もう少し掘り下げて議論をしたほうがよりスムーズに行くのではないかと考えている。そうすれば、ヒアリングを実施しなくても良いのではないか。最初の時点で我々が求める内容を書き込んだ提案書を出してもらえれば、判断し易くなるのではないかと思う。

【町屋委員】

最初に出てきた提案書で提案の背景や目的を読み取るものだと思っている。審査基準の項目毎にいろいろな文言を書いたら提案者の思いが紛れてしまうのではないか。

【磯田委員】

逆に言えば、提案内容や出てきた回答に対する判断は我々に委ねられている。私たちの意図していない回答が返ってきた場合の提案に対しての評価を我々がしやすくなる。付度で決めようとしているわけではない。

委員は提案書の内容を読み解いて審査する。提案者から公益性等の審査項目に関することを記入いただくことにより、提案する事業の公益性等がどうなのかということを考えてもらえるし、そうした提案書であれば、委員は採否を判断しやすくなるのではないか。

【泉委員】

確かに審査項目を全て書いてきてくれば委員は判断しやすいが、提案者に対してはかなりハードルを上げることにならないか。

そして、提案された中で公益性があるかどうかについては、委員が判断すべきことなのではないか。

【田村雅春委員】

確かに私もそう思っている。

【青山恭造会長】

提案者に対しては、地域活動支援事業の募集説明会をはじめ相談受付の際に事務局から提案者へ説明している。だが、委員が判断しにくい提案書については、ヒアリングを実施するという方向になる。

改めて、審査方法については、先ほど伺った3点のどれが良いかをお聞きしたい。

【町屋委員】

私は全体協議の際に今のような議論ができれば良いと思っている。全体協議では、委員が提案書から読み解いたものに対しての協議がメインになる。例えば、公益性についてはどうなのかというような議論を行うことで、委員が平たく提案内容を共有することができるのではないかと考えている。

【青山恭造会長】

今の話は、審査の流れであって、公益性等はあとで協議する。

【町屋委員】

全体協議にもう少し時間を掛けられたら、ほかの部分で時間の削減ができるのではないかな。

【中澤委員】

ヒアリングを行うのであれば全事業に対して行うべきだと思っており、文書でのやり取りを行うのであれば全事業を文書のみとしたほうが良いと思っている。

最初の全体協議というのは問題点の洗い出しを行い、そこで出てきた問題点を提案者へ質問として伝えれば良いのではないかな。

提案者側の立場で考えると、一所懸命書いているとは思いますが、何か月も考えて渾身の力を掛けて書いているかどうかは分からない。また、提案書も自分たちの思い込みで書いている部分もあるのではないかな。そういうところを質問として問い掛けると提案者も「そうだったのか」と再確認することができるかもしれない。

回答を得た段階で再度、全体協議を行い採択という形であればヒアリングは必要ないと思っている。

【増田副会長】

皆さんの議論を聞いていると、しっかりと協議の時間を設け、事務局側がチェックしてくれれば良いのではないかな。今までの経験からヒアリングやプレゼンテーションをしても人対人なので感情的なものも入るし時間も掛かる。そして、お互いストレスを感じてしまう。それを考えれば、ヒアリングもプレゼンテーションもなしで、事務局でも時間的に余裕を取りながらしっかりとチェックしてもらおう。それを我々に示していただければ十分なのではないかな。

【青山恭造会長】

それでは、「全体協議→文書の質問・回答後に全体協議→採択の決定」ということでよろしいかな。

【小林委員】

今言われた審査の流れだと非常にタイトなスケジュールにならないかな。なるべく早く結果を出し、事業を早く始めてもらうためにはどのようにしたら良いかな。

【町屋委員】

全体協議を踏まえた上で採点するだけなので、そこまで時間は掛からないのではないかな。

【磯田委員】

自分自身が間違っただけで認識していたり、ほかの人が別の考えで理解していたりすることがあるので、最初の全体協議は問題点の洗い出しとし、委員が各々疑問に思っていることを挙げる。そこで出た問題を事務局でまとめ、提案者へ渡してもらえば良いのではないかと。全体協議をする前に提案書を読んでいると思うが、各自で質問したいことを全体協議までに考え、それを持って協議会に臨むということである。

【田村雅春委員】

委員には提案団体の関係者もいるから、会議の場で批判的なことを言った場合、協議会の団結力が乱れるかもしれない。それはあってはならない。

【青山恭造会長】

一個人の意見なのでそれは良いのではないかと。

【田村雅春委員】

だが、これまでどおり質問票を出しても良いのではないかと。

【増田副会長】

確かに全体協議の場で発言しにくいこともある。今まで、地域協議会はどうすべきかと考えた時に、皆さんで一気に決めるのではなく、委員一人ひとりの意見を尊重しようというやり方でやってきているので、一人ひとりの意見を出してもらおう中で、似たような質問は事務局でまとめて提案者へ渡すというやり方が丁寧なのではないかと。

【泉委員】

資料は事前に配布されるので、その時点で言いにくい質問事項もあると思う。全体協議で質問事項を協議する中で意見を出しにくいものがある場合は、それは文書で事務局へ提出すれば良いのではないかと。

【青山恭造会長】

全体協議のあとに気付いたことがあれば、質問票を出しても良いということか。

【泉委員】

田村雅春委員が言っているのは、全体協議の前に疑問に思ったことを事務局へ渡し、それを全体協議までにまとめていただきたいということだと思ふ。増田副会長は、全体協議の中では意見が言いにくいから、あとから事務局へ出してくださいということだと思ふ。

【中澤委員】

審査の流れとしては、全体協議をやり、質問を出し、回答をいただいたら事務局でまとめられて全体協議を行うということで良いのではないかと。

【青山義一委員】

そうすると、全体協議前に質問した事項については、全体協議前に回答を貰うのではなく、全体協議後の質問票が出た後に貰う回答と同時期に貰うということか。そうであれば、最初に自分が疑問に思ったことは、全体協議の中で出てきて、解決できるかもしれない。

【滝澤センター長】

協議内容についてまとめさせていただきたい。はじめに提案書を委員の皆さんへ送付後に全体協議を行う。全体協議では、課題の洗い出し、地域協議会全体として疑問に思うことを挙げていただき、全体協議後に不明な点がある場合は事務局へ質問票を出していただきたい。その後、地域協議会全体と個人の質問票を併せて提案者へ送付する。そして、回答を提出していただいた後に全体協議を行い採択の決定を行うということによるのか。

スケジュールについては組んでみないと分からないが、できるだけ早めに採択できるように進めて行きたいと考えている。

【青山恭造会長】

- ・以上の進め方で審査をすることで委員から同意を得る

次に「設問3 採択の審査基準と採点について」だが、公益性については、これまで直江津区全体であれば、例えば5点満点中5点として異論はないが、ほかの区を見ると小学校区単位で採択をしている区もある。そうした場合、直江津区は4つの小学校区があるが、1つの小学校区を対象とした場合、それを「公益性がある」というふうに見るかどうかである。

公益性の対象範囲について意見をいただきたい。

【町屋委員】

事務局案どおりで良い、という意見が多いが「公益性」というのは、そもそもそういうものなのか。

今まで、一小学校区の事業だが面積や地域に関係なくきちんと周りにも波及効果がある事業に対して「公益性がある」と図ってきたのだと思っていたが、今までの点数方式でいけば直江津区全体に関わるものであれば全て採択になるのではないかと。

【磯田委員】

公益性の問題の発端は、一町内や一小学校区のPTAや保護者の方々からの提案に対して、公益性の視点から考えた時にどのように考えたら良いのかという疑問点が出てきたからである。町屋委員がおっしゃったように公益性と広域性は別の話なので、エリアの話だけが公益性の点数になるのではなく、どれだけ地域に還元され成果があったかという視点も含めて総合的に判断しなくてはいけない。ただ単純にエリアの話だけ考えれば、そうした点数の付け方も有りなのではないかと思っている。

【滝澤センター長】

事務局が何故「共通審査項目の公益性の対象範囲がどの程度であれば事業の成果として広く地域に還元されるものとして判断できる目安となるのか」ということお聞きしたのかというと、当事業については、身近な地域の課題解決という目的がある。

採点については事業全体を見て判断していくものだが、受付時にどの範囲を目安にしたら良いのかという話である。範囲は、直江津区全体だが対象者は10人くらいという団体もある。また、小学校区の地域だが、大勢の市民が関わる事業もある。受付時に提案者へ指導させていただき判断基準として協議いただきたい。

【青山恭造会長】

今までも、チラシを配布する範囲はどこまでだったら良しとするかという意見が多数出ていたので今回のような協議になっている。

【町屋委員】

話は分かったが、チラシを直江津区全体へ配布すればクリアするのか、という話でもない。中学校区での提案があれば直江津全体だが、それでも不採択になる場合もある。なので、提案された事業に対して全体協議の中で個別に話し合いをすれば良いのではないかな。

【泉委員】

「公益性」という言葉だけに捉われているからおかしくなるのかもしれない。波及効果がどのエリアまで及ぶかという話である。要は、古城小学校区だけで終わるようなものなのか、あるいは、直江津区全体に波及効果があるのかということ。

【田村雅春委員】

何回か採択している「米作り体験事業」については、対象範囲の視点のこともあるが、子ども達が田植えをし、稲が育って行き、それを収穫するという喜びを感じてもらいた

い、それが将来に渡って広がっていてももらいたいと思って採点していた。

【中澤委員】

事務局から提示されている点数方式に捉われず、これは頭の片隅に置いて各委員が採点しても良いのではないかと考えている。

【小林委員】

直江津駅前にプランターを置いて花植えをしていただいている提案団体がおられるが、確かに直江津駅前だけでしかないが、水やりをしている光景、手入れをしている光景を見ながら学校へ行く子どもや通勤している方々がいる。その事業に対して公益性がないかと言ったら十分あると考えている。単純に面積等で判断することはできない。

【増田副会長】

事務局から点数配分の案が提示されているが単純に数値化は出来ない。例えば、本来、直江津南小学校の後援会がやる事業を地域活動支援事業として提案してきた場合、それを小学校区単位だから採択とするかと言ったらそれは難しい。逆に栄町で高齢者サロンを開きたい、対象は直江津区全体にPRして誰でも参加してください、という事業があったら、やっている場所は一町内だが、範囲を全体に広げている。事業内容によって判断が変わってくるので、事務局も受付時には考慮しながら対応していただければ良いのではないか。

【町屋委員】

直江津区全体に波及する事業だから5点というのは、私としては理解に苦しむ。

【増田副会長】

数値化はせず、頭の片隅に置いて、全体協議の中で判断すれば良いのではないか。

【青山恭造会長】

では、事業毎に考え方は変わってくるので全体協議の中で皆さんから協議をしていただいて判断し、採決をしたいと思う。

次に「設問4 継続事業について」はどうか。

【増田副会長】

傾斜配分について今までもいろいろな意見が出ているが、要は、今まで私たちはこの事業が良いか悪いかということで判断してきている。この事業は3年目だから60%だよという判断はしてきていない。あくまでも事業内容で判断している。

【青山恭造会長】

- ・従来どおりのやり方で採決することで委員から同意を得る
次に「設問5 その他」についてはどうか。

【増田副会長】

意見の中で「審査の視点ごとに5点満点で点数をつけ、それを勘案して審査項目の点数を付ける方式としたほうがより分かりやすい」とあるが、提案者へは「こういう視点で採点する」ということは伝えてある。提案者はそれを意識しながら提案書を書いていると思うので、一項目ずつ書いていただくことはなくても、より一層審査項目を意識して提案書を記入してきていただきたいということを事務局から説明していただきたい。ただ、採点の時、委員個人が審査項目に基づいて採点したほうがやり易いのではないかと考えている。

実際問題として採点の時点で必要性の審査項目に4点ほど審査の視点が記載されているが、その視点毎に点数付けを行い、総合的に点数を付けている区もあるようだが、それは大変なので、採点の際に先ほど申したことを念頭に置いてやっていただければと考えている。

【小林委員】

出された意見の中で「ユニフォームの採択のあり方について」とあるが、幼年野球で北信越大会が毎年ある。上越市の場合、地域毎に単独で参加しており、直江津区からも3チームが参加している。他市ではいろいろなチームから選抜してドリームチームを作って大会に参加しているが、大会に参加するにはユニフォームを統一しなければいけない。ユニフォームは個人の持ち物になるのかもしれないが、ユニフォームについてはどのように扱えば良いのか分からない。

【青山恭造会長】

公益性があるのか、ないのかという話になる。野球を採択すれば、ほかのスポーツチームからも提案が出てきて、全てを採択しなくてはいけなくなる。

【町屋委員】

小林委員の意見は2つあって、ドリームチームを作って直江津区代表として参加するなら応援はしたいけど、ユニフォームとなると話は変わってくる。遠征費やバス代とユニフォームの購入では別の話になる。個人持ちであるユニフォームやバットを補助することは難しい。

【青山恭造会長】

一小学校区、一地域協議会の区では採択しているところもある。だが、直江津区は4つの小学校区があるため難しい。

提案が出たら全体協議の中で話し合いを行いたいと思う。

【町屋委員】

意見としては挙がっていないが、採択事業の総括を協議会の場で議論していただきたい。意見の中には「1日だけのイベント事業は点数を低くする。ただし、継続的に毎年実施するものは良しとする」ということがあるが、そういうものについての議論がされていない。提案どおりに事業が実施され、地域に還元されているのなら次年度以降に提案が挙がってきても何の疑問も持たないが、そうではない部分も多々ある。提案が挙がった際にいろいろな意見を言うのではなく、一年を締める際にきちんと協議会の場で実績報告書を見ながら皆さんで協議していけば、次年度の採択審議はやり易くなるのではないか。

【増田副会長】

地域協議会へは検証の役割を与えられていない。そして、受付のチェックも与えられていないので、検証を行うのは行政の仕事である。北部まちづくりセンター管轄の自治区は6区あるが、15件ずつ提案があった場合、全てを3月末までに検証するというのは難しい。事務局ができないから地域協議会が検証してくださいと言っても余計に難しい。やはり、行政がやるべきことと地域協議会がやるべきことはきちんと分けるということが必要だと思う。

【町屋委員】

検証することは難しいかもしれないが、提案されたことが実際に実施できたのかということを知りだけでも、次回の採択の際にやり易くなるのではないか。

【滝澤センター長】

実績報告についてだが、3月末までに示せば良いが、3月末まで事業を行っている団体もあり、委員の皆さんへは例年4月以降にお示ししている。

増田副会長の意見について、地域活動支援事業が地域の課題解決や活性化にどう繋がっていくのかという部分は、委員の皆さんへ説明し、議論していただく機会は必要であり、それが自主審議事項に繋がっていれば考えている。

時期的には遅くなってしまふかもしれないが、協議する機会を設けたいと思うのでその時はよろしくお願ひしたい。

【青山恭造会長】

- ・採択方針等について、以下のとおり進めることで委員から同意を得る
- 採択方針：資料No.3 のとおり、昨年度と同様とすることで委員の賛同を得る
- 周知方法：資料No.3 のとおり、昨年度と同様とすることで委員の賛同を得る
- 補助率等：資料No.3 のとおり、昨年度と同様とすることで委員の賛同を得る
- 審査方法：全体協議→文書での質問・回答後に全体協議→採択の決定

(ヒアリングは行わない)

- 傾斜配分：資料No.3 のとおり、昨年度と同様とすることで委員の賛同を得る
 - その他：資料No.3 のとおり、昨年度と同様とすることで委員の賛同を得る
- 以上で協議事項については終了とする。

次に「その他」について、事務局へ説明を求める。

【荒木係長】

- ・地域活動フォーラムの開催についての連絡
- ・3月17日（土）10時から開催する地域活動支援事業募集説明会についての連絡
- ・次回の協議会にて直江津まちづくり構想についての協議を予定
- ・次回協議会の事務局案：3月23日（金）

【田村雅春委員】

自主的審議の話し合いの際、雁木の話が出たかと思う。新聞等で西本町の通りが都市計画道路にならないという記事が出ていたが、都市計画道路にならないことで雁木にどのような影響があるのか、分かる人がいれば教えていただきたい。

【磯田委員】

安国寺と塩屋を結ぶ南北の道路の拡幅がなくなっただけで、東西の安国寺通りは県道で都市計画道路の対象なので、現状のまま変わらず、雁木に影響はない。

【青山恭造会長】

現在、新保育園が建設されている十字路から松風園に繋がる道路も計画がなくなった。

— 日程調整 —

- ・次回協議会：3月23日（金）午後6時から
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。